○第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会設置要綱

改正部分の新旧対照表

新(改正後)

利(以正

(設置)

第1条 第2清掃工場建設工事に関係して発生した談合問題(以下「談合問題」という。)<u>に係る事務処理について検証</u>するとともに、今後の談合防止対策について検討するため、第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(担任事務)

第2条 委員会は、<mark>市長の求めに応じ、</mark>次に掲げる事項について調査し、 審議し、及びその結果を<mark>市長に</mark>報告する。

- (1) 談合問題に係る事務処理の検証に関すること。
- (2) 談合問題に係る事務処理における課題の抽出に関すること。
- (3) 今後の談合防止対策の構築に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、談合防止に関し<mark>市長が</mark>必要と認める事項 に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2~5 【略】

6 市長は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に 臨時の委員を置くことができる。

第4条~5条 【略】

(報償)

第6条 $\frac{n長は、}{n$ 別に定めるところにより、 $\frac{委員に対し、}{n}報償を支給することがある。$

第7条~9条 【略】

(設置)

第1条 第2清掃工場建設工事に関係して発生した談合問題(以下「談合問題」という。)の事実関係について調査するとともに、今後の談合防止対策について検討するため、(仮称)第2清掃工場建設工事に関する調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

旧(現行)

(担任事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及びその結果を報告する。

- (1) 談合問題の事実関係の調査検証に関すること。
- (2) 談合問題

 における

 課題の抽出に関すること。
- (3) 今後の談合防止対策の構築に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、談合防止に関し必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2~5 【略】

6 特定の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時の委員を置くことができる。

第4条~5条 【略】

(報償)

第6条 委員には、別に定めるところにより、報償を支給することがある。

第7条~9条 【略】